

毎月第一土曜日は「ひろしま環境の日」です。

「ひろしま環境の日」一斉行動

3月のテーマ

やってみよう省エネ生活

～電化製品は主電源を切り、待機電力を減らそう

家庭で、職場で、できることから始めましょう。

環境整備課 ☎59-2154



毎月第1土曜日は

マロンの里 交流館

土曜日

とき 3月6日(土) 10時～

ところ マロンの里交流館
(栗谷町大栗林195-12)
地物農産物や総菜の販売も行います。
ぜひお越しください。

問い合わせ マロンの里交流館
☎55-0055

No.32

おおたけ。ごみ事情

4月から衣類やリチウムイオン電池使用製品の分別・廃棄方法が変わります

ごみの収集や処理を円滑、適切に行うため、また、ごみ収集車やごみ処理施設の火災を防止するため、ごみの分別方法を一部変更します。

問い合わせ
環境整備課リサイクルセンター
☎52-5101

変更点1

新しく「衣類・毛布類の日」を設けます

衣類や毛布、シーツなどは、もやすごみ専用袋に入れて「衣類・毛布類の日」に出してください。なお、30cm四方未満

に切断すれば「もやすごみの日」に出すこともできます。

変更理由
○「もやすごみの日」に、切断されていない毛布などが間違っでごみ出しされる例が多数ありました。
○「もやすごみの日」に、ライターなどから衣類に引火したと思われるごみ収集車の火災が複数回発生しました。

変更点2

衣類の無料持ち込みを廃止します

変更理由

古繊維類の需要の低下により、リサイクル業者への衣類売却ができなくなり、経費を負担して廃棄物として処分しています。

変更点3

リチウムイオン電池使用製品の廃棄方法

変更理由

加熱式たばこ、モバイルバッテリー、電子機器のバッテリーなどに含まれるリチウムイオン電池が、ごみの収集や処理の際に発火し、火災となる事案が全国的に多発しています。
リチウムイオン電池使用製品やリチウムイオン電池は、ごみステーションに

は出さず、販売店に回収してもらうか(品目により有料の場合あり)、小型家電回収ボックスに入れるなどしてください(詳しい廃棄方法は、ごみカレンダーをご覧ください)

マイナンバーカード 交付申請書が届いていない方に

問い合わせ
市民税務課 ☎59-2143

マイナンバーカードを持っていない方に、マイナンバーカードの交付申請書を送っていますが、次の場合、届かないことがあります。
○平成27年10月から平成30年3月下旬に、住所や氏名の変更があった方
なお、次の方は申請書の送付から除かれています。
○75歳以上の方
○在留期限のある外国人
○令和2年中に出生した方
マイナンバーカードの交付を希望する方は、市民税務課に問い合わせてください。

消費者
シリーズ
No.238

消費生活センターに、まずは気軽に相談ください

早めの相談が解決に！

消費生活センター(産業振興課内) ☎5732336
【相談日】火・金曜日(祝日・年末年始を除く)
9時～12時・13時～16時



大竹消費生活センター
マスコットキャラクター
「ひっかからないカモくん」

消費者トラブルの解決のためには、できるだけ早く消費生活センターに相談することが大切です。

消費生活センターでは、消費者の皆さんと、事業者の間で起きるトラブルを解決するため、専門的な知識と経験をもつ相談員が、公正な立場で消費生活に関する相談に応じています。問題解決のため、消費者自身が自主的に交渉できるよう助言や、必要に応じて交渉の手伝い(あっせん)、情報提供などを行っています。

寄せられた相談情報は、個人を特定できる情報を除いてデータ化され、統計処理を行った上で消費者への注意喚起や法改正の基礎資料に使われるなど、消費者被害の未然防止・拡大防止に大きな役割を果たしています。
相談の時に用意しておくといもの
○相談用メモ
いつ、どこで、何をいくらで、何という業者からどういったきっかけで契

全額が控除対象に 確定申告には 「社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書」の添付をお忘れなく

問い合わせ
広島西年金事務所 ☎082-535-1505
保健医療課 ☎59-2141

ねんきん加入者
ダイヤル
☎0570-003-004
(050から始まる電話の方は、03-6630-2525)

年金
のはなし
No.293

国民年金保険料は、所得税や住民税の申告で、社会保険料控除の対象となります。

控除の対象となるのは、令和2年1月から12月中に納めた保険料の全額です。ご自身の保険料だけでなく、配偶者や子どもの保険料を支払っている場合は、その保険料も合わせて控除が受けられます。なお、その際にはご家族分の控除証明書も一緒に添付する必要があります。

国民年金保険料 控除証明書の送付時期

令和2年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、令和2年11月上旬に送付しています。

令和2年10月1日から12月31日までの間に、その年に初めて国民年金保険料を納付した方には、2月上旬に送付しています。

確定申告の手続きの際に、国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、必ずこの控除証明書が必要となります。再発行が必要な方は、「ねんきん加入者ダイヤル」または年金事務所にご連絡ください。

税法上、とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万が一のときにも心強い味方です。そのためにも保険料は納め忘れないようにしましょう。